

令和8年度捕獲した野生いのししの豚熱等感染状況調査業務実施仕様書

1 目的

県内に生息する野生いのししへの豚熱等の浸潤状況を把握し当該地域の豚飼養農場等への豚熱等の侵入リスク低減を図るために実施する豚熱サーベイランスにかかる検査材料の取扱い及び資材の発送等を委託するため。

2 契約について

単価契約とする。

3 支払条件

県に送付された検査材料数に対して契約単価を乗じた額の総額を確定額として支払う。

4 業務内容

- (1) 作業内容 検査材料の取扱い及び資材の発送等に係る業務
- (2) 対象地域 広島県全域
- (3) 検査頭数 年間 300 頭 (上限)
- (4) 契約期間 契約日～令和9年3月24日(水)
- (5) 検査対象 捕獲された野生いのしし
- (6) 業務の流れ
 - ア 県は、市町及び猟友会等に対し、野生いのししの捕獲及び検査協力を依頼する。
 - イ 県は、野生いのししの捕獲及び採材協力者(以下、捕獲者という。)等の情報を受注者に連絡する。
 - ウ 受注者は、事前に資材の発送(送付先、セット数等)について、県内の市町または捕獲者と調整し、検査材料の採取に必要な資材を送付する。
 - エ 捕獲者は、野生いのししを捕獲した場合、止め刺し等を行い、検査材料(血液)の採取及び検体個票等を作成する。
 - オ 捕獲者は、採材後、当該野生いのししを適切に処理し、捕獲場所を消毒する。
 - カ 捕獲者は、受注者に連絡し、受注者の指示に従い検査材料及び検体個票等を送付する。
 - キ 受注者は、受け取った検査材料を消毒し、県の検査施設へ材料を送付する。また、検体個票等をデータ化し、その都度県へ送付する。
 - ク 受注者は、捕獲者等から資材不足の連絡があった際には、必要な資材を追加で送付する。
 - ケ 受注者は、業務完了後、配布した資材を回収する。
- (7) 作業内容の内訳
 - ア 検査材料の取扱いに係る業務
(契約単価) × (検査頭数)
 - イ 資材の発送等に係る業務
(契約単価) × 一式なお、詳細は別表のとおり

5 業務履行に係る条件

- (1) 検査材料を取扱う際には、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き(令和2年3月 環境省・農林水産省)」に基づき、適切に取り扱うこと。
- (2) 検査材料の取扱いにかかる業務とは、4の(7)に記載の内容をいい、1検体の処理とは、捕獲者から検査材料及び検体個票を受取り、適切な処理後に県に送付するまでとする。
- (3) 捕獲者から提出された検査材料は、原則、県が後日指定する送付日のうち直近の日に、県の検査施設に送付することとする。

ただし、盆及び年末年始等の長期休暇期間等については、県と対応を協議すること。
- (4) 検査材料の取扱いにあたっては、病原体の拡散防止に留意し適切に取り扱うとともに、捕獲者において検査材料の取扱いに不備を認めた場合には、速やかに県と情報を共有し、対応を協議すること。

- (5) 検査材料の保存・送付・受取は、冷蔵（クールまたはチルド）とすること。ただし、長期休暇期間等の長期に保存が必要な場合は、県の指示に従うこと。
- (6) 業務の執行に必要な作業について、本仕様書の想定回数を超えた場合にあっても、原則、検査の予定頭数に達するまでは、受注者の負担で対応するものとする。

6 報告書の提出

業務が完了したときは、業務の結果を取りまとめ、報告書を1部作成し、委託業務完了通知書とともに提出し、検査を受けること。

7 その他

4の(7)に記載の必要な資材の試算については、次のとおり。ただし、業務の執行上、追加で資材が必要になった場合等は、原則、受注者の負担で準備するものとする。

ア 検査材料の送付等にかかる資材（捕獲者発送用・事前発送及び追加発送を含む）

資材	想定数
採血管（血清分離材入り、管サイズ10ml） 紙コップ（採材時使用）	550本
国連規格容器（送付用）※	各市町用100 （複数配布） 県送付用10
ビニールテープ（採血管のキャップ補強） 養生テープ（輸送箱の封用） ふき取り用ペーパー等（採血管の清拭） 消毒用エタノール（500mL、76.9～81.4%）	各市町用に複数配布
ニトリル手袋等（採材時使用）	1,200双
ポリ袋 90L（採材時使用）	1,200枚
消石灰（2kg）	500袋
その他	必要量

※CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和2年3月 環境省・農林水産省）のP26参照。

イ 検査材料の消毒等にかかる資材（受注者用）

資材	想定数
消毒用エタノール（500mL、76.9～81.4%）	必要量
ビニールテープ等（採血管のキャップ補強）	必要量
チャック付きポリ袋等（採血管内包、複数回入替）	必要量
ニトリル手袋等（検査材料取扱い）	必要量
ふき取り用ペーパー等（採血管の清拭）	必要量
その他	必要量

別表（４の（７）作業内容内訳）

ア 検査材料の取扱いに係る業務

内訳	内容	想定回数 ※
必要資材の購入	捕獲者が実施する検査材料の採材から受注者が県に検査材料を送付するまでに必要な資材を購入する。 なお、業務に必要な資材については、7その他を参照のこと。	—
捕獲者からの検査材料 (血液)の受入れ・消毒	捕獲者から送付された検査材料を受取り、消毒等の適切な処置を行う。 なお、検査材料は着払いとし、受注者が負担する。	150
データ整理	検査材料の輸送箱に同封されている記録用紙（検体個票）を確認し、内容に不備がある場合は捕獲者に確認し修正する。 記録用紙の内容をデータ化し、県に送付する。	必要回数
検査材料の県への発送	捕獲者からの検査材料を適切に処理した後、県の検査機関に送付する。 なお、送付代は受注者が負担する。	50
捕獲者へ輸送容器送付	捕獲者が検査材料送付時に使用した輸送容器を捕獲者に返却する。 なお、送付代は受注者が負担する。	140
捕獲者への資材発送 (追加)	捕獲者に対し、資材不足時に必要な資材を送付する。 なお、送付代は受注者が負担する。	30
その他	捕獲者等との連絡調整など業務の推進に必要な調整その他を行う。	必要回数

※ 想定回数は、過年の実績等から算出した回数であり、その回数を保証するものではない。

別表（４の（７）作業内容内訳）

イ 資材の発送等に係る業務

内訳	内容	想定回数 ※
資材発送に係る調整	市町または捕獲者に対し、資材の発送（送付先、セット数等）について、事前に調整する	—
捕獲者への資材発送 （事前）	捕獲者に対し、調査開始前に必要な資材を送付する。 なお、送付代は受注者が負担する。	30
捕獲者からの未使用 資材の返却	本調査の終了後に未使用の資材を捕獲者等から回収する。 なお、送付代は受注者が負担する。	50
協議・打合せ	本調査の開始前に県との打ち合わせを行う。	1

※ 想定回数は、過年の実績等から算出した回数であり、その回数を保証するものではない。